

〈自由研究〉

ネパールにおける初期ノンフォーマル教育政策の特徴と展開

—王政復古期における成人教育プログラムを中心に—

中 村 裕

はじめに

本論文の目的は、王政復古期（1951-59）における成人教育プログラム（Adult Education Programme）や第一次五か年計画（1956-61）文書等を対象にして、ネパール王国（Kingdom of Nepal, 以下、ネパール）における初期ノンフォーマル教育（nonformal education）政策¹⁾の特徴とその展開について、政策における基本理念の観点から明らかにすることである。

ネパールは、中国とインドという二つの大国の狭間に位置する内陸国である。日本の4割程の国土に2,250万人の国民（1997）が生活するこの小国は、文化的にはきわめて多様であり、経済的には、世界で発展が最も遅れている国家（Least Less Development Country）に分類され、また政治的には、政体として立憲君主制を採用し、世界で唯一、憲法においてヒンドゥー教を国教と規定するなど、その内に多くの特徴を孕む（中村 [2002], p.172）。

従来より、ネパールを研究対象とした文化人類学、歴史学、経済学、宗教学、言語学、文学、地理学等の成果はかなり蓄積されており、さらに、1980年代以降は、政治学や憲法学においても先駆的成果が現れている²⁾。教育の領域においても、特に民主化（1990）以降、研究成果が漸を追って増加している。

未だ、数的にはそれ程多いとはいえないこれらの成果においては、言及対象に一定の「傾向」が見られる。すなわち、これまでのネパールの教育に係る事象を対象とする論究のうち、多くが直接的、あるいは間接的に、同国におけるノンフォーマル教育政策等に言及しているのである（中園 [1993]、アジア教育協力研究会 [1995]、磯野 [1997; 1999; 2000]、佐藤ほか [1999]、長岡 [2000]、中島ほか [2000] など³⁾）。

周知の如く、「今日的な意味での」ノンフォーマル教育は、第三世界諸国においては、農村開発を中心に構想された教育の戦略として1960年代後半から注目され始め、今日では、多くの国家あるいは地域において、フォーマル教育のみに依らぬ教育普及の方策として採用されているのであるが、圧倒的な農業従事人口を抱え、また、「伝統と学校教育の相克、高いドロップアウト率、学校および教員の量的不足と質の低さ、多数の児童労働者の存在」等、学校教育の普及を阻害する多くの「問題」（NESAC, pp. 75-97）を抱える現在のネパールにおいても、ノンフォーマル教育政策は、教育政策の総体において主要な位置を占めている（MOES, p. 44-48）⁴⁾。

このことに鑑みれば、先の論究群は、そのすべてが、ノンフォーマル教育政策による、あるいはそれへの照射による「影」について触れているとは言えないのではあるが、今日のネパールの教育（「問題」）について考察する上で重要な意義を有しつつ、教育政策実施上の要請に応じ得る試みであると考えられる。また、農村の「開発」や、女性、低カースト、少数民族等の「エンパワーメント」が、教

育に係わる今日的課題—ネパールのみならず、「世界的な課題」—であるとするならば、これら論究群の試みは時宜に適っているとと言えるかも知れない。

しかし、これら論究群において、主として1990年代以降のノンフォーマル教育に係る取り組みに焦点が当てられ、「あるべき」学習内容や方法が入念に検討されているのに対して、それ以前のノンフォーマル教育政策については、特に、「成人識字率の向上のみを強調し、農村大衆の実際のニーズには殆ど寄与してこなかった」とされる (CERID [1979a], p. 158), 1950-60年代における成人教育政策の特徴や展開については、副次的資料に基づく簡潔な記述に留まり、これまで殆ど注目されてこなかったと言ってよい。

無論、こうした注目の不足は、それ自体直ちに先行研究の価値を貶めるものではないが、別稿で述べたとおり、今日のネパールにおける「教育問題」の多くが、既に過去の教育計画や政策の俎上に載せられてきた故に、「問題」への「正統な」接近を試みるのであれば、こうした計画や政策に即して、教育の歴史的展開を明らかにすることも求められるのではないだろうか (中村 [2002], p. 173)。ノンフォーマル教育について言えば、ネパールにおける当該教育の「起源」は、少なくとも1956年の「成人識字クラス」(Adult Literacy Class) の設置に遡ることができるが⁹⁾、現行のノンフォーマル教育政策の特徴や意義を鮮明化するためには、また、現行政策ないし実践における不備や、政策等の実施における障害を照射するためには、あるいは、現行政策に係わる「影」についての考慮を試みるためには、このクラス設置に端を発する成人教育政策等の特徴を明確にして、その展開について追求することが必要であると考えられる。

そこで本論文では、「成人識字クラス」設置を主導した、「ネパール国家教育計画委員会」(Nepal National Education Planning Commission, 以下, NNEPC) 勧告や、第一次五か年計画および、第二次経済開発計画である三か年計画 (1962-65) 文書等を対象にして、「勧告」に基づく王政復古期の成人教育プログラムの特徴と、その政策における展開を明らかにする。

なお、「王政復古期の」「NNEPC 勧告」に注目するのは、国家レベルの教育制度創設の試みが始められた、換言するなら、今日の教育計画ないし政策に直接関係しつつ、遡行し得る最前の時期である「王政復古期」における教育政策のアウトラインを形成したのが「NNEPC」であったからである (中村 [2002], p. 173)。また、成人教育プログラムに着目するのは、当該プログラムが、現行の「ノンフォーマル教育プログラム」の「起源」であるだけでなく、その開発および実施が、初等教育プログラムのそれと並んで、教育制度創設における最重要課題と NNEPC に見なされていたからである (NNEPC, p. 152)。すなわち、成人教育プログラムは、王政復古期における教育政策等の展開について究明するための、不可欠なファクターであると考えられる¹⁰⁾。

以下では、まず王政復古以前の成人教育状況について整理する。次に、NNEPC 勧告における基本理念および成人教育プログラムの特徴について明らかにし、最後に、成人教育政策の展開について追求し、その成果を明示する。

I. 王政復古以前の成人教育状況

現在のネパールの版図は、18世紀末までに現シャハ王朝の祖によってほぼ統一された。しかし、程

なく王権は失墜し、1846年以降は、王宮内の抗争に乗じて権力を掌握したラナ家による宰相職世襲の専制政治体制（Ranacracy）が、1951年の王政復古まで百年以上続くことになる。

ネパールにおける近代学校制度は、このラナ専制の時代に創設されたのであったが、民衆への教育普及に消極的であった、というよりもむしろ、普及を阻害する傾向にあったラナ家為政者の教育政策により、学校設置は限定的になされたに過ぎず、1950年における初等学校就学率は0.9%、初等学校数は321校に留まっていた⁷⁾。

もちろん、学校以外でも組織的な教育は行われていた⁸⁾。それは、ヒンドゥー教あるいは仏教寺院における宗教教育であり、それぞれの教徒は、古来より寺院や専門の学堂において、宗教教典等について学習していたが、19世紀以降には、ヒンズー教教育施設の一部が、サンスクリット・スクールとして政府によって運営され始め、階層的に序列化された、フォーマルなサンスクリット学校制度を形成するようになった。仏教教育については、北部を中心に組織された教育を提供する施設が現れたが、何れも「学校」としての認可を受けていなかった（NNEPC, p. 26）。

その他、英領インド軍に参加したネパール人傭兵は勇壮で知られたが、インド総督令によって、英軍参加者に最低限の読み書き能力を習得させることが要求されたため、ネパール政府は、多くの傭兵を輩出する中部山岳地帯において成人教育活動を行い、後にこれらの活動の一部は、初等学校として再組織された。また、英領インドとの国境地帯を中心に、インド人を私的に雇用して子弟に学習の機会を与える動きが見られたが、これらの一部も、20世紀初頭頃から初等学校として政府に認可されることになる（中村 [2001a], p. 72-74）。

これら学校教育の枠外における組織された教育においては、学習者に必ずしも厳しい年齢制限が課されていたわけではなく、成人を学習の時空から排除するものではなかった。故に、上記の活動を、特に、英軍参加者を対象とした成人教育活動を、ネパールにおける成人教育プログラムの萌芽と見なすこともできよう。もっとも、トリーチャンドラ・カレッジ（Tri-Chandra College）を頂点とする、階層化および序列化された学校制度が確立していた一方で、一般の「学校」や「生徒」の定義が曖昧であったこの時期のネパールにおいては（NNEPC, p. 35）、教育の活動におけるフォーマル-ノンフォーマルの境界は多くの点（財政援助、施設配置、教育目的等）において不明瞭で、成人教育も、両者の区別無く行われていたと言ってよく、その運営のための専門組織も整備されてはいなかった。本論文で述べるとおり、学校教育と一応区別するかたちで成人教育プログラムが構想され、プログラム運営を担う専門の組織が構築されたのは、王政復古以後のことになる。

何れにせよ、王政復古以前のネパールにおいては、民衆に教育を普及させる政策は積極的に執られず、中部山岳地帯における成人教育活動も、限定的な範囲で為されたに過ぎなかった。今日のネパールでは、ノンフォーマル教育が識字率向上のための主要な施策であると言えるが（MOES, p. 45）、王政復古直後（1952/54年）の識字率は5.3%（男性9.5%、女性0.7%）に留まっていたのである⁹⁾。

II. 「国家教育計画委員会」勸告における基本理念および成人教育プログラムの特徴

王政復古は、ラナ体制を支持するイギリスの対インド支配力の低下、インドの独立（1947年）等を主たる要因として、反ラナ専制政治体制という求心力のもとで活発化した民主化要求運動により達成

された政治的転換であったが、形式的に民主主義を獲得した王政復古直後のネパール政局は、反ラナ体制という旗幟を喪失したことで混乱し、国内治安も「民主政治の名のもとに国を荒廃するに任せる」という状態に陥った（ドライヴァ、p. 106）。まさにこの時期、ネパールにおける、国家レベルでの教育制度創設の試みが開始されたのである。

1. 勧告における基本理念

NNEPC は、現行の教育普及の底について調査し、普遍的教育を実現する枠組みを構築するための機関として、1954年に暫定政府によって設置され、翌55年に、「ネパールの文化、民衆、未来へのニーズに応じた独自の教育計画」についての勧告書（“*Education in Nepal*”）を政府に提出した。同勧告は、ネパールにおける最初の総合的教育計画として重要な意義を有する。

このNNEPC 勧告の大要については、別稿（中村 [2001b] および [2002]）で触れているのでここでは詳述しないが、成人教育プログラムと係わる、勧告における基本理念については触れておく必要がある。

勧告において、教育制度創設における基本理念として特に強調されたのは、①普遍的教育の実現¹⁰⁾、②学習者のニーズに応じた教育の提供、③教育運営費用の国民皆負担、④教育予算における一般教育の優先、である。これらのうち、成人教育プログラムと特に強く連関するのは①および②であり、前者では、上述の如き王政復古後の不安定な国内状況においては、さらに、憲法制定や総選挙実施が目睫に迫っている中では、「無知蒙昧の状態に置かれている大多数の民衆、すなわち、自己決定能力を全く行使することが出来ず、搾取者や我利を図る政党、空理に走る政治家の掌上に留まっている、無教育の状態にある成人」に対して、「民主主義国家における彼らの義務と責任を自覚させ」るために成人教育の普及が必要である、との観点から（NNEPC, pp. 152–153）、後者では、民衆の98%が何らかの職業に従事し、その90%が農業を営むネパールにおいては、教育政策は、彼らの生活状況改善を目的として、大多数が従事する農業と、女性を中心とした家事のための職業能力開発に重点を置く必要があるとの観点から、それぞれ成人教育プログラムの必要性が強調されたのである。

なお、③については、成人教育が提供される施設が、施設が存する自治体の住民によって基本的に運営されること、④については、一般教育に含まれる成人教育は、政府からの補助金を受け得ることが提言された。

2. 勧告における成人教育プログラムの特徴

NNEPC 勧告における成人教育プログラムは、総ての成人を対象としており、通学経験のない者に対する短期識字プログラムだけでなく、初等教育中途退学者に対する補完教育あるいは回帰教育等も検討されたが、限定的な予算と、教育が普及していない「現状に鑑みて」、かつ、叙上の基本的理念（普遍的教育および民衆のニーズに応じた教育の提供）に則って、NNEPC 勧告では、具体的計画として、①成人識字プログラム¹¹⁾、②ラジオ教育プログラム、③村落図書館（village library）、が考案され、更に、これらプログラムを運営する組織について検討された。以下、それぞれの特徴を示した後に、成人教育の組織案について言及する。

(1) 成人識字プログラム

成人識字プログラムは、3 R's だけではなく、農業、家政、技術、市民論等の「村落改善」に係る学習を包摂し、総ての成人教育プログラムのコアとなる活動である。具体的には、①各村落に配置された成人識字クラスにおいて、学習者は、文法書や副読本を用いて、読み、書き、計算、保健衛生、農業、市民論等について学習すること、②定員およそ25人（最大30人）の各コースが、一定期間に一定回数、例えば初級コースの場合、全65回の講義が3か月に渡って開講されること、③コース修了時における「識字試験」に合格することで、学習者に識字コース修了証書が授与されること、④学習に係るテキスト、副読本が、ネパール政府とアメリカ合衆国使節団（United States Operation Mission, 以下、USOM）によって無償で配布されること¹⁹、⑤教育施設や、その他の教具・教材は、村落によって提供されること、⑥学習者から授業料は徴収しないが、政府等配布のテキスト以外の教具・教材費は、学習者が負担し得ること、が計画された。

このような成人識字クラスの運営には、少なくとも、文法書や副読本、壁新聞、ポスター、雑誌等の成人識字教育における教具・教材（以下、識字教具・教材）と、識字教育の訓練を受けた教員、教育施設が必要であるが、当時のネパールでは、教具・教材を開発する機関も、識字教育のための教員養成施設も存在せず、教育施設も充分には整備されてはいなかった。

識字教具・教材については、教育省は、当該教具・教材の開発のために、世界識字協会（World Literacy Foundation）のF. ローバック（Laubach, F）をネパールに招聘しており、1954年5月には基礎的な識字テキストと4冊の初級識字テキスト、および文字表が完成していたが、NNEPCは、これらの教具・教材の印刷機関である国立教育印刷所（National Education Press）の設置と、さらなる教具・教材、例えば中級・上級テキストや副読本、隔週刊新聞や月刊誌の開発を担う機関の設置を提言した。

成人識字プログラムに係る教員養成については、第一に、新規初等学校教員の活用および現職研修、第二に、村落開発職員（village development worker）の養成が提言された。

教員養成は、NNEPC 勧告において、最優先事項である普遍的初等教育の実現と、成人教育の普及の根幹であるとされ、普遍的教育および民衆のニーズに応じた教育を提供し得る、質の高い教員の養成が、あらゆる教育計画に先行して果たされなければならないと強調されているが（NNEPC, p. 162）、実際に、NNEPC 任命の僅か半年後（1954年9月）には、主として初等教員を養成する教員養成センター（Teacher Training Centre）が設立され、養成活動を開始したのであった。当センターにおける初等学校教員養成コースには、成人識字クラスにおける基本的な教授方法が包摂されており、新規に養成される初等教員は、当該クラスの「教員」としても養成されたのである。なお、既に教員として活動している者には、移動教員養成ユニット（mobile teacher training unit）によって、3－6か月間（20－40時間）に渡って、初等学校教員と同時に成人識字クラスの指導者としての訓練を施すことが構想された。

村落開発職員は、1951年の王政復古の後、施行された村落開発計画（Village Development Programme）に基づいて中央政府から各村に派遣された、農村開発および民衆の生活状況改善のための職員である。NNEPC は、新技術に精通し農村事情に通暁している村落開発職員が、成人識字クラスあるいは農村公開クラス（rural extension classes）を組織し、運営することを提言し、彼らを成人識字教育の専門

家として養成するための短期コースの設置を計画した。なお、農村公開クラスは、成人識字クラスに比べて、より「民衆のニーズ」に特化した組織で、学習者の希望に応じた、農業、畜産、養鶏、養蜂、園芸、食物保存、調理、裁縫、紡績、保育、家政、看護等のコースが、実演、討議、講義、作図等によって運営され、これらのコース修了者には、(学校修了資格とは互換性がない)コース修了資格が授与されることになっていた。ただし、農村公開クラスは、あくまで村落開発プログラムの一環であって、当該クラスの運営が、必ずしも教育省の所管活動に属すとは限らない。

なお、NNEPC は、上記の成人識字クラスと農村公開クラスの普及にともない、成人が、両クラスとは「異なるタイプ」の成人教育を、すなわち、「概して文化的教育と呼称される」、芸術、音楽、文化、工芸等に係る学習の機会を希求することになると予測し、こうした要求に応えるために、必要に応じて、公開講座などの公式なコース、あるいは非公式の組織やサークルを作成することを奨励している。

なお、成人識字クラスを開設する施設としては、初等学校、村落開発センター、後述する村落図書館が想定された。

(2) ラジオ教育プログラム

ラジオ等の情報媒体は、王政復古直後のネパールにおいて、民衆にそれ程身近な存在ではなかったが、NNEPC は、ネパール政府と USOM の協定に基づいて¹⁹⁾、これらの媒体、特にラジオによる教育が、成人識字クラスの運営において、農村改善技術あるいは情報の伝播において、きわめて有効な方途であるとして、ラジオ受信セットを選抜された100村に配分した後¹⁹⁾、成人教育に係る専門機関において制作されたラジオ番組を、国営放送局「ラジオネパール」(Radio Nepal)によってネパール全土に放送する計画を建てた。しかし、当時存在していなかった教育番組制作機関の設置、教育番組開発職員の訓練および雇用、放送局の脆弱な出力を補う中継局の建設、成人教育プログラムにおける他領域との調整、教育番組制作における関連省庁(村落開発、農業、教育、公衆衛生に係る省庁)間の協同等、ラジオ教育に係る課題は山積しており、NNEPC は、まず情報媒体による教育の専門調査機関の優先的な設置を提言した。

なお、ラジオ以外の情報媒体では、「教育映画」(education film)の開発と、その映画館における上映、あるいは、移動映写トラック(Mobile Projection Vans)による各村落での上映が検討されているが、具体的な計画については言及されていない。

(3) 村落図書館

1950年代中葉のネパールにおいては、ビール図書館(Bir Library)、アメリカ情報局図書館(United States Information Agency Library)など、公営、非公営を問わず、大小総て含めれば、およそ50の図書館あるいは図書室が存在しており、これらカトマンズ等の市街地を中心に点在している図書館には、横断的に収集されたアメリカの出版物や、少数のヒンディー語やネパール語の文献が所蔵されていたという(NNEPC, p.156)。

その一方で、地方の村落には、文献を所蔵する施設はもちろん、住民が利用可能な文献すら殆ど存在しなかったのであるが、NNEPC は、成人(識字)教育と初等教育の普及によって、知識獲得への

切望に即応する教具・教材の必要性が増加していくと予測して、それらを蔵する施設を、すなわち、識字教具・教材や初等学校教科書の写本、ヒンディー語やネパール語の文献等を収蔵する村落図書館を、多くの場合、初等学校の図書室、あるいは附設図書館として各村落に設置することを提言した。

この提言は、村落図書館が、「殆どの村落における教育〔活動〕の中心」である（べき）初等学校に附置ないし内設されることで、児童のみならず、村落の住民総てが利用可能な学校－地域図書館へと発展していくという構想に由来するが（NNEPC, p. 156）、図書館運営に不可欠な「図書館員」の不足を、初等教員をその任に充てることで補いつつ、限定的な教具・教材を、初等学校、成人識字クラス、その他の教育活動に活用する意図もあった。そのため、教員養成センターにおける新規の初等教員養成、あるいは、移動教員養成ユニットによる現職研修には、先述した成人教育の教員としてだけでなく、図書館員としての訓練が含まれることが計画された。

村落図書館の設置に先行して、あるいは並行して為されるべき所蔵文献等の確保においては、ネパール政府による識字教具・教材の無償配布の他、アメリカ情報局図書館の後援による、アメリカ古典をネパール語に翻訳するプロジェクトが考案されたが、後者は、教育計画の組上に載せられなかった。

（4）成人教育の組織

上記の各プログラム、具体的には、成人識字クラスあるいは農村公開クラスの設置および運営、識字教具・教材の開発および配布、ラジオ教育プログラム、「文化的教育活動」等は、それぞれ、NNEPC 勧告において雑駁に分類された幾つかの段階、あるいは領域を構成する（NNEPC, pp. 157-158）。

NNEPC は、これらの段階、あるいは領域における活動それぞれのための組織を、すなわち、それまで教育省が成人教育プログラムの、計画開発省（Ministry of Planning and Development）が村落開発プログラムの監督指導に従事していた如く、識字教具・教材、ラジオ教育等の情報媒体教育、教員養成あるいは村落開発職員養成、「文化的教育活動」、それぞれに係る組織の構築を提言している。しかし、勧告においては、これらの組織の活動を援助する「成人識字主事」（Director of Adult Literacy）職の設置が要求されているのみで、それぞれの組織構築については、爾今の任として具体的に言及されていない。なお、成人識字主事は、中央から各村落に至る学校経営組織を通じて¹⁹、①識字教具・教材の開発、印刷、配布、②教員養成、③成人識字クラスの組織、④成人教育プログラムの適切な監督、を援助する役職であり、教育副局長（教員養成：Deputy Secretary of Teacher Education）によって任命される¹⁰。

以上述べてきたとおり、NNEPC 勧告における成人教育プログラムは、成人識字プログラムをコアにしつつ、初等教育や農村開発プログラムと連携して、各村落に一つ置かれる予定であった初等学校を、「村落における教育活動の中心」としてさらに発展させていく構想の一環であり、ノンフォーマル教育の試みによって、フォーマル教育を改善し、さらには、「村落教育制度」ともいふべき新しい教育の組織を構想する、遠大な計画であったと言えるであろう。この遠大な計画は、屢々観念的に過ぎ、翻れば具体的な実行可能性に乏しく、人材、予算、インフラストラクチャー、情報など計画施行に必要なリソースの裏付けも充分ではなく、些か先取りすれば、「構想」の多くは、王政復古期において十全に実現したとは言えない。しかし、NNEPC 勧告における成人教育プログラムは、現行のノンフォ

ーマル教育政策の形式的な「起源」であるだけではなく、普遍的教育および民衆のニーズに応じた教育の提供という、今日の教育政策における基本理念を既に内包し、また、具体的プログラムにおいても現行政策の「指針」を形成しているという意味で（CERID [1998], Chapter 4）、勧告における提言は注目に値する。

最後に、NNEPCの成人教育プログラムにおける数値目標を以下に示す（表1）。なお、表中の「任意の普遍的識字教育」とは、学習を希望する者が総て学習可能になるために必要な数の成人識字クラスが設置されていること」を意味する。

表1. 成人教育プログラムにおける長期目標（1956）

即時目標	1960年	1965年	最終目標（1975年）
一年間につき600の識字クラスの新設	10万人の識字者の新規育成；識字教育以外の成人教育プログラムの開始	一年間につき10万人の識字者の新規育成；識字教育以外の成人教育プログラムの拡大；村落図書簡およびラジオ教育の皆普及	任意の普遍的識字教育；十全な識字教育プログラムの普遍的施行

出典：Nepal National Education Planning Commission (1956), Education in Nepal, American Nepal Education Foundation, p. 82; p. 87 より作成

Ⅲ. 王政復古期における成人教育政策の展開

(1) 成人教育プログラムの停滞

先に言及したとおり、NNEPCは1954年に任命され、翌55年に王政復古期における教育政策のアウトラインを形成した勧告書“Education in Nepal”を政府に提出したのであるが、一部の、「国家の教育開発における喫緊の課題」とされた領域を除けば、NNEPC勧告が政策として本格的に実施されたのは、勧告における提言が第一次五か年計画に採納された、1956年半ば以降であると言える。

成人教育の普及は、この「喫緊の課題」とされた領域の一つであり、教育制度創設における要諦と見なされた教員養成プログラム等と同様に、NNEPC勧告に先行して関連のプログラムが開発および実施されてきた特異な領域に属する。具体的には、先述の、ローバックによる初歩的な識字教具・教材の開発や、ラジオ受信機の購入に係わる約定締結および予算計上（註13参照）などが、NNEPCが任命される以前に為されていたのであるが、このことは、王政復古直後のネパールにおける成人教育プログラム重視の底を明示する証左となるであろう。

しかし、教員養成プログラムが、国立教員養成センター（National Teacher Training Centre）の創始および教員養成の開始（1954年9月）、教員養成センター職員のアメリカ留学（1955-56）など順調に実施されていたのに比べて、養成成人教育プログラムは、五か年計画が始まる1956年半ばまでには、殆ど成果を上げることが出来なかった。すなわち、教員養成センターの活動によって、成人教育プログラムに関連する訓練を受けた初等教員が漸次養成されていたにも係わらず、成人識字クラスは設置されることがなく、ラジオ教育予算が計上されていたにも係わらず、ラジオ受信機の購入は実行されず、初歩的な識字教具・教材（初等識字テキストと文字表）の開発が終了していたにも係わらず、それらの学習者への配布は達成されず、また、より上級の識字教具・教材開発機関も設置される

ことが無かったのである。

これら成人教育プログラムの「不振」は、総体として、同プログラムを統括する組織の未構築 (Wood, p. 63) や、成人教育に係る人的資源の不足 (Tandukar, pp. 57-58), また、王政復古期の不安定な政治状況 (National Planning Council, p. 50) 等に起因するのであろうが、その他にも、幾つかの「不振要因」を挙げることができる。

識字教具・教材の配布については、まず、学習者に配布するに足るだけの教具・教材数が確保されなければならなかったが、当時のネパールにおいては大量印刷の術は無く、インドのボンベイ (現ムンバイ) の印刷所に識字教具・教材の印刷を委託せざるを得なかった (1954年5月)。しかし、印刷所の不手際と、当時のインド-ネパール間の不均衡な通商条約の「妨害」を受けて (Wood, p. 269), 十分な数の識字教具・教材が準備される迄に2年近くが経過してしまい、結果として、その期間、識字クラスを開設することができなかった。

ラジオ教育プログラムは、これまで触れてきたとおり、NNEPC 任命に先行してその導入が提案され、またラジオ受信機100セットの購入予算が計上されるなど、「比較的安価な成人教育普及の方法」として、また、成人識字プログラム補完の機軸として、教育省内ではかなり早期から重視された計画であったと言える。しかし、ラジオ技術者の不足や、村落における電力供給の困難などから具体的計画の策定は紛糾し、何よりも、ネパール政府による受信機購入の不承認によって、ラジオ教育プログラムは一時完全に停止したのである。

NNEPC の顧問であった H. B. ウッド (Wood, Hugh B.) によれば、ネパール政府がラジオ教育プログラムに退嬰的であった所以は、政府を構成する政治家達の「心的傾向」(mentality) に由来するという。すなわち、民衆への教育普及を専制政治体制への脅威と見なし、彼らを「無知蒙昧」に留めることを企図したラナ家為政者と同様に、王政復古後の「新しい政治家」も、ラジオの普及により民衆がインドやスリランカの放送を耳にすることで、国民意識の醸成が阻害され、また、彼らが、「インドの観点や、他の『外国の』観念、すなわち、共産主義 [諸国] や西側諸国 [の観念] に強く影響される」ことを懸念したが故に、ラジオ受信機購入は承認されなかったのである (Wood, p. 64)。

その他、王政復古期の教育プログラムは、基本的にネパール政府と USOM 間の約定において計上された予算による運営されていたため、識字クラスの設置や、より上級の識字教具・教材の開発等、約定にない活動に係る資金は、基本的にネパール政府からも USOM からも支出されなかったことも、成人教育プログラムの停滞を招来する要因であったと言えるであろう。

(2) 五か年計画における成人教育プログラム¹⁷⁾

ネパールで最初の経済開発計画である第一次五か年計画は、総合計画と言うよりは各プロジェクトの集合に近い内容で、プロジェクト相互の矛盾も少なくない未完成な計画であった。しかし、教育領域においては、NNEPC 勧告を素地とする教育五か年計画 (Five Year Plan for Education) が第一次五か年計画にほぼ包摂された上で実施され、他の領域計画における成果が目標を下回る中で、数値的には、唯一目標を上回る「大成功」が収められたのである (表2, 表3)。

成人教育プログラムは、1956年9月に教育カレッジ (College of Education) が成人教育プログラムを運営する成人教育部 (Bureau of Adult Education) を備えて発足し、同時に成人教育部長 (Director

表2. 第一次五か年計画における計画支出
および支出実績(単位: 1万ルピー)

開発領域	計画支出	支出実績
村落開発	4,250	2,670
農業・林業	3,200	690
運輸・通信	12,400	9,490
電力	3,000	1,230
工業・観光業・鉱業	2,500	1,040
公衆衛生	2,500	1,600
教育	1,900	2,120
灌漑・飲用水	2,000	1,310
その他	1,250	1,170
合計	33,000	21,450

出典: NPC, The Three Year Plan (1962-65), p. 52
より作成

表3. 第一次五か年計画における学校等
設置計画および支出実績(単位:校)

学校種	設置計画	設置実績
初等学校	630	2,000
中等学校*	136	165
カレッジ	—	15
大学	1	1
成人識字クラス	—	1,878
教員養成学校	—	34
教育カレッジ	1	1

*ミドル・スクールおよびハイ・スクールを含む
出典: NPC, The Three Year Plan (1962-65), p. 51;
p. 65 より作成

of Adult Education) が任命されるなど、プログラム運営組織が整備されて以降、緩やかに実施されていった。

まず、成人教育部長や現地指導員らによって、村落開発職員や現職教員を成人識字クラスの「教員」として養成するための研修会が開催された。その後、1956年12月に最初の成人識字クラスがカトマンズやポカラ近郊の39箇所¹⁹⁾に設置され、千人以上が6か月間の識字課程を修了したのに続いて、初等学校が新設された村落を中心に、1957年7月迄に289クラスが、翌58年7月には346クラスが開設され、累計1万人以上が識字課程を修了し、識字能力を獲得したのである¹⁹⁾。結果として、第一次五か年計画においては、ネパール全土に1,878の識字クラスが設置され、およそ46,000人が同クラスを修了したのであるが、これはNNEPCが掲げた「1960年迄に10万人の識字者の新規育成」という目標には遙かに及ばないものの、「普遍的教育の提供」に向けた端緒を開く試みとして、ネパールにおいて初めて継続的で組織的な成人識字教育が民衆に提供されたことは高く評価されるべきであろう。しかし他方で、成人識字クラスの設置が、カトマンズ盆地、東部、インドとの国境地帯に集中し、山岳部や、中西部や極西部では殆ど設置されなかったことは指摘しておかねばなるまい。なお、これらのクラスには、常に定員を超える参加希望者が集中したため、「親と子が共に学習する」という「モットー」に則り、その子女が(新しい)学校に通学している成人に対して、優先的な「入学許可」が与えられたという。

その他、公衆衛生、家政、農業、村落開発に係る公開講座もネパール政府とUSOMの後援のもとで多く開設され、また翌年の総選挙に向けて、1958年初めには選挙方法についての成人教育クラスが各地に開かれたが(Wood, p. 271)、これらは「民衆のニーズの応じた教育の提供」というNNEPC勧告における基本理念に合致するものと言えよう。

識字教具・教材も、同じく民衆のニーズを考慮して開発された。それは、『育児のすべて』(All About Baby Care), 『^{ぜんちゅう}蠕虫のすべて』(All About Worms), 『病原菌のすべて』(All About Germs), 『結核のすべて』(All About Tuberculosis), 『腸チフスとコレラのすべて』(All About Typhoid and Cholera), 『私たちに必要な食物のすべて』(All About the Food We Need), 『投票方法のすべて』(All About How to Vote)といった各々の教材の題名からも伺うことができよう。その他の識字教具・教材としては、中

級識字テキストや「社会科」テキスト，成人識字新聞，ポスターや隔週刊の成人教育便覧等が，開発，印刷されたが，これらの識字教具・教材は，各地の成人識字クラスや図書館，省庁の事務局，教育カレッジの全部局などに無償で配布された¹⁹⁾。なお，NNEPC 勧告に則り，各地に村落図書館が新設され始め，1959年には，150以上の図書館がネパール各地に存在していたという (Wood & Knall, p. 65)。

以上のように，比較的順調に運営されつつあった成人教育プログラムにおいて，唯一実施が停頓していたラジオ教育プログラムにおいても，1956年末に政府から受信機購入許可が下りて以降，成人教育部とラジオ・ネパールを中心に教育番組開発の努力が続けられたが，100のラジオ受信セット購入を目処に予算が計上されていたにも係わらず，当時のインフレーションのために，50セットのみを購入するに留まり，しかも，「新しい政治家」達が再びラジオ配布による弊害を懸念したために，購入後，ラジオ教育プログラムは約2年間凍結されることになった。しかし，1958年の時点では，大きな村落や，インド国境に近いネパール南部の村落では，既にラジオ受信機所有者がかなり存在しており，政府によるラジオ教育プログラムの凍結方策は形骸化したため，ラジオ教育開始が遂に承認され，先に購入された50セットを含めて全125セットが各村落に直ちに配布された後，1958年7月2日に成人教育番組が開始されたのである (Wood, pp. 63-64; p. 240; p. 271)。

(3) 王政復古期における成人教育プログラムへの評価

是まで述べてきたとおり，成人識字プログラムを中心に展開された王政復古期の成人教育プログラムは，第一次五か年計画のもとで概ね順調に実施されつつあった。しかし，計画終了前後に言明された，成人教育プログラムへの評価は決して高いものではなく，結果として，冒頭で述べた如く，「成人識字率の向上のみを強調し，農村大衆の実際のニーズには殆ど寄与し」なかったとして，同プログラムは今日では殆ど注目されていない。以下，二つの機関による成人識字プログラムへの評価について述べる。

1961年に，第一次五か年計画の成果を検討し，新たな教育計画策定のために任命された「国家教育改革委員会」(All Round National Education Committee, 以下，ARNEC) は，その勧告において，成人識字プログラムにおける継続計画 (follow-up plan) の不在を厳しく批判している。すなわち，1956年から1961年迄の間，6か月の識字クラスを修了した約46,000人の成人の多くは，その後の教育を受ける機会が無く，再び非識字の状態に戻ったと (UNESCO [1968], p. 150)。

1962年のユネスコ報告書における評価は，更に辛辣である。曰く，「[王政復古から1961年迄の] 10年間の成人識字プログラムは，『不安定』(erratic) と評価するに尽きる。NNEPC が設定した目標を基準にすれば，[成人識字プログラムの] 成果は，非効果的で浪費的であった」と (Wood & Knall, pp. 64)。

ARNEC が指摘する初級識字クラス修了後の継続計画の不在は，成人教育プログラム運営中に成人教育部から既に懸念されていた事項であったし，1960年前後の識字教具・教材開発の停滞は，必要とされた上級識字テキストや，新たな識字教具・教材の供給を停止させ，結果として初級あるいは中級識字クラス修了者の継続的学習機会を剥奪することになったことは否めない。また，ユネスコによる「不安定」との評価は，第一次五か年計画における成人識字クラス設置数に鑑みても，正当であろうし (表4)，成人教育部と他の教育に係る部局との連携における困難 (Tandukar, p. 61)，1960年前後の

識字教具・教材開発の停滞，およびラジオ教育プログラムの停止（1960年）等に鑑みれば，王政復古期の成人教育プログラムは，総じて「不安定」に展開したと言い得る。しかし，その一方で，同時代の資料においては，王政復古期の成人教育プログラムが，「成人識字率の向上のみを強調し，農村大衆の実際のニーズには殆ど寄与し」なかったという評価を散見できないことを附言しておきたい。

政治的および社会的に不安定な状況の影響を受けて停滞したのであろう王政復古期の成人教育プログラムは，結果として，「水準の向上を目指して，教育組織の能率的な管理と改革」に焦点を当て，教育施設の整備と「質的」改革に特別に留意し，「量的」目標，すなわち，教育施設の新設等にはそれ程重点を置かなかつた三か年計画のもとで，徐々に衰退していく。成人識字クラスの改称である成人教育センター（Adult Education Centre）の設置数は，成人教育プログラムの展開を示す一指標に過ぎないのではあるが，三か年計画における設置計画数4050に対して，設置実績は僅か689に留まったのである。

表4．成人識字クラス新設数および参加者数

学年度	成人識字クラス設置数(クラス)	成人識字クラス「教員」数(人)	成人識字クラス参加者数(人)
1961	402	402	10,050
1960	815	815	20,375
1959	140	140	3,500
1958	220	220	5,500
1957	301	301	7,525

出典：UNESCO (1966), *World Education Survey IV*, p. 803 より作成

おわりに

王政復古期に施行が推進されつつも，1960年代に入ると次第に収縮していった成人教育プログラムが再び注目されるのは，農村開発を主目的とした機能的識字プログラムが実施される1970年代以降のことになる。ネパールの教育史について描出する上でも，また現行のノンフォーマル教育政策について分析する上でも，これら現行政策に至るプログラムの軌跡を辿る必要があるが，今後の課題としたい。

冒頭で述べたとおり，ノンフォーマル教育政策は，今日のネパールにおける教育政策において主要な位置を占めていると言ってよく，その特徴から，安価な教育普及の方法として，民衆のニーズに応じた柔軟で多様な学習を提供する手段として，農村「開発」の戦略として，女性，低カースト，少数民族等の「エンパワーメント」を果たす機軸として，ネパール外から直接の教育「援助」が可能な領域として，ネパールの教育に係わる個人や組織の耳目を集めているのは自然であるし，今後も注目され続けていくのであろう。しかし，「開発」，「エンパワーメント」，「援助」という名のもとに，従来と同様の，あるいは「新たな」支配－従属のシステムが(再)生産されるのでは意味がなく，政策の教育理念，対象，目的，内容，方法，組織等についての考慮は，常に反芻され続けなければなるまい²⁰⁾。もちろん，この反芻においては，「システム(再)生産」の陥穽を回避するために，対称的で等位の対立関係とは異なる相違について承認する必要があるが，その意味でも，ネパールの教育に係わる歴史の考究を欠くことが出来ないと考える。

本論文もこうした試みの一つではあるが、王政復古期における成人教育プログラムの素描に留まった箇所も少なくない。その要因の一つは、NNEPC 勧告が総合教育計画であるにも係わらず、本論文では、勧告における他の教育段階あるいは領域、すなわち、初等教育、中等教育、高等教育、教員養成、教育行財政、教具・教材開発等との連関における成人教育プログラムの分析が十分に出来なかったことにある。本論文において、そして王政復古期の初等教育計画について論じた別稿（中村 [2002]）でも言及した NNEPC 勧告における基本的理念、すなわち、普遍的教育と、民衆のニーズに応じた教育の提供という観点からすれば、これらの教育段階あるいは領域のうちでも、「理念」の主要な「担い手」であった初等教育と成人教育を支える要諦と見なされていた教員養成計画に特に着目して、同計画の特徴を明らかにした上で、それを以て、初等および成人教育プログラムを再照射することが求められるであろう。

注

1) 屢々引用される、P. H. クームズ (Coombs, P. H.) による定義に従えば、ノンフォーマル教育は、『『フォーマル教育』の外部における、すべての体系的な (systematic) 教育および訓練のプログラムあるいは過程』と定義され (Coombs, p. 9)、具体的には、従来の『『成人教育』、『継続教育』、『実施訓練』、『短期訓練』、『農工訓練』、『施設外サービス』等と呼称される活動』を指す (同, p. 138)。

周知の如く、今日的な意味での、すなわち、フォーマル教育との「比較」における有用性が強調された、という意味でのノンフォーマル教育は、1960年代後半に注目され始めた教育の戦略である。本稿で述べる通り、ネパールの1950年代における成人教育プログラム、あるいは「成人識字プログラム」(Adult Literacy Programme) においては、必ずしも上記の「有用性」が唱道されていたわけではないから、「有用性」を重視する観点からすれば、両プログラムを、「今日的な意味での」ノンフォーマル教育政策の水上とすることは適切ではないかもしれない。

しかし、王政復古期の成人教育プログラムと、現行のノンフォーマル教育政策には、「普遍的教育および民衆のニーズに応じた教育の提供」という理念や、それに基づく学習内容等において共通点が見られるのであって、また、王政復古期の成人教育プログラムが、現行のノンフォーマル教育政策の「起源」と公定されていることに鑑みれば (注5参照)、そして何より、本論文で述べるとおり、同プログラムが学校外教育の単なる組織化計画ではなかったことを考慮するならば、ネパール教育政策史の文脈においては、王政復古期の成人教育プログラム等を、ネパールにおける「初期ノンフォーマル教育政策」と位置付けることは可能であろう。

なお、ネパールにおいて、実際に「ノンフォーマル教育」という名称を冠したプログラムが、農村への教育普及を中心目的として開発および実施されたのは、1970年代半ば以降である (CERID [1979b], pp. 77-79)。

2) 甲斐田寛 (1982) 「現代ネパール憲政史ノート」『海外事情30-11』(拓殖大学海外事情研究所)、谷川昌幸 (1999) 「ネパール憲政史研究」(1998年度科学研究費報告書)、同 (2000) 「ネパールの近代化と国家観の変遷」(近藤則夫編『開発と南アジア社会の変容』[アジア経済研究所]) の他、井上恭子や長田満江らによる政治体制や経済計画および憲法の分析等の成果が散見できる。

3) ネパールにおける教科書やカリキュラムを対象とする論究も、ノンフォーマル教育のそれと並び多く

見られるが、その反面、一定の分野、例えば、教育史、教育法、教育制度、教育行政、教育財政といった分野あるいは領域を直接対象とする体系的な研究は、殆ど為されていないと言ってよい。この「偏り」、すなわち、ネパールの教育に係る基本的な事象すら明らかにせぬ上での「傾斜」が孕む問題も少なくないと考えるが、本稿においては詳述しない。

- 4) 従来、ネパールにおける教育省所管の「ノンフォーマル教育プログラム」等の主体として、教育省 (Ministry of Education), 成人教育部 (Adult Education Section), セティ教育プロジェクト (Seti Education Project), ノンフォーマル教育ユニット (Nonformal Education Unit) などが並立していたが、現在では、これらは1999年設立のノンフォーマル教育センター (Nonformal Education Centre) のもとに統合され、10種類のプログラム (“Out of School Program”, “Women’s Education Program”, “Adult Education Program”, “School Out-reach Program”, “Population and Family Life Education Program” ほか) の効果的な運営が試みられている。
- 5) 近年の教育省の資料では、ノンフォーマル教育政策の「政府による組織的な運営」が開始されたのは1957年とされているが (MOES, p. 44), 王政復古期の資料 (“*Education in Nepal*”, “*Draft Five Year Plan; A Synopsis*”, “*Education Quarterly*” など) によれば、1956年12月に「成人識字クラス」が初めて設置されている。本稿における記述は後者に従う。
- 6) 初等教育プログラムについては、別稿 (中村 [2002]) において、不十分ながら既に言及してある。
- 7) ラナ家専政における教育政策の展開については、別稿 (中村 [2001a]) において言及した。なお、NNEPC が任命された1954年当時には、支配階層再生産の傾向が強い英学学校 (English School), サンスクリット・スクール, インドの影響を受けたベイシック・スクール, 民衆向け初等学校, といった、「それぞれ目的の異なる初等学校」 (NNEPC, p. 27) が並存しており、これらは、教育省のもとで緩やかに統括されていた。
- 8) 後述するように、この時期のネパールにおいては、フォーマル・ノンフォーマル教育の境界は明瞭ではなく、両者を区分するのは難しい (無論、近年でも両者の明確な区分は困難である [Coombs and Ahmed, p. 9])。それ故、ここでの「学校以外」とは、『学校』として政府に認可されていない、あるいは、「学校という名称を冠していない」という意味に過ぎず、実際には、仏教寺院は、注6で挙げた学校群に次ぐ教育施設として認識されていたようである (NNEPC, p. 27)。
- 9) 今日の中央統計局 (Central Bureau of Statistics) の公定によるが、王政復古期における統計は不正確で、統計主体によってかなり数値が異なる。例えば、NNEPC による調査 (1954年) では、識字率は2%以下とされている (Wood, p. 269)。
- 10) NNEPC 勧告における普遍的教育は、「万人が教育を享受可能なこと」を意味しており、その実現への方途は、普遍的提供 (universal provision) が中心に考えられていた (NNEPC, p. 75)。
- 11) 王政復古期における「識字」は、「何らかの言語を用いて、読み書きが出来る能力」と定義される (NESAC, p. 76)。
- 12) 1950年代、アメリカは各国、各地域を「援助するために」USOM を派遣したが、ネパールにおいては、村落開発、農業、教育といった領域における協同活動がアメリカ・ネパール両政府に合意されており (Wood, p. 3), 識字教具・教材の開発は、教育領域における主要な活動とされた。
- 13) ラジオ受信セットの購入については、ネパール政府と USOM の間で、NNEPC の任命 (1954年3月22

- 日)以前に既に合意されていた(同年3月8日)。
- 14) ラジオ受信セットの配分は、基本的に村落の人口比によって決定されるが、以下の村落には、優先して配分されることが計画された。①村落開発センター長による推薦があった村落、②NNEPC 勧告に基づく新しい初等学校を有する村落、③村民が公的に使用できるラジオ受信セットを有さない村落。
- 15) NNEPC 勧告では、教育省から各村落の学校長に至る学校経営組織(教育省一郡教育委員会 [District School Board]—村落教育委員会 [Village School Board]—初等・中等学校長)が構想された。
- 16) 教育副局長(教員養成)は、NNEPC の教育行財政制度構想において、教育局長(Secretary of Education)の下に置かれた四人の副局長(初等教育、中等教育、教員養成、教育行財政)の一人で、教員養成を統括する常置機関である。
- 17) 本節における諸数値は、特に断りがない限り、Tandukar, R. P. (1959), "Adult Education" (*Education Quarterly* 3-2・3, College of Education) に依拠している。
- 18) これらの成人識字クラス設置数は、前年からの継続数を含む。表4における同クラス新設数と数値が異なるのは、それ故である。
- 19) 学校で使用される教科書については、輸送伝達手段の未発達により、カトマンズ盆地外への配布が充分に行われなかったとの指摘がある(Gaige, p. 132)。この指摘は、おそらく識字教具・教材の配布についても該当するであろう。
- 20) 論点は多少異なるのであるが、磯野昌子は、今日のネパールにおける「参加型学習」としての識字教育において、「誰が」「何のために」「何を」「どのように」学習するのか、について検討する必要性を強調している(磯野 [2000], pp. 36-38)。

参考文献

- ・アジア教育協力研究会(1995),「アジア地域における教育協力の現状と課題—多文化共生社会に向けての教育協理念の構築をめざして」『国際教育研究紀要2』(東和大学国際教育研究所)
- ・磯野昌子(1997),「ネパールの基礎教育の現状と協力プロジェクト」『国際教育研究紀要3』(東和大学国際教育研究所)
- ・同(1999),「ネパールにおけるノンフォーマル教育の展開—エンパワーメントのための成人識字プログラム」『国際教育研究紀要4』(東和大学国際教育研究所)
- ・同(2000),「社会・開発に参加するための学習—ネパールにおける識字教育の事例から」『開発教育42』(開発教育協議会)
- ・佐藤千寿・神馬征峰・村上いづみ(1999),「成人識字教育をエントリーポイントとしたコミュニティ・エンパワーメント—ネパール農村におけるセルフ・ヘルプ・グループ活動の展開」『国際協力研究15-1』(国際協力事業団)
- ・長岡智寿子(2000),「ネパールの教育開発についての一考察—Non-Formal 教育の事例を中心に—」『ヒマラヤ学誌7』(京都大学ヒマラヤ研究会)
- ・中島徹郎・服部範子(2000),「ネパールの山村女性とエンパワーメント」『現代の社会病理15』(日本社会病理学会)
- ・中園優子(1993),「ネパールにおける教育政策の発展とその諸問題」『比較・国際教育1』(筑波大学比

較・国際教育学研究室)

- ・中村裕 (2001a) 「ネパールにおける近代学校制度の創設」(『教育学研究集録25』(筑波大学大学院教育学研究科))
- ・中村裕 (2001b) 「ネパールにおける教育計画委員会勧告 [1956] —初等教育への提言を中心に— [資料紹介]」(『教育制度研究紀要3』(筑波大学教育制度研究室))
- ・中村裕 (2002) 「ネパールの王政復古期における初等教育計画の特徴と限界—教育制度創設に向けた教育理念に焦点を当てて—」(『教育制度学研究9』(日本教育制度学会))
- ・ドライヴァ, J. E. S. (1963) 「ネパールの政党と政府」(岸幸一ほか訳 [1965] 『東南アジアの政治』[紀伊國屋書店])
- ・Bureau of Adult Education, "Achievement of the Bureau of Adult Education since Its Establishment in 1956", *Education Quarterly* 3-1, College of Education.
- ・CERID (1979a), *Education for Rural Development*.
- ・CERID (1979b), "New Approach to Adult Education Programme: Experiment and Achievement", *Education and Development*.
- ・CERID (1998), *Trends, Issues, and Policies on Education in Nepal*.
- ・College of Education (1957), *The Five Year Plan for Education in Nepal*.
- ・College of Education (1959), *Six Year of Educational Progress in Nepal*.
- ・Coombs, Philip H. (1968), *The World Educational Crisis: A Systems Analysis*, Oxford University Press
- ・Coombs, Philip H., Ahmed, Manzoor (1974), *Attacking Rural Poverty; How Nonformal Education Can Help*, The Johns Hopkins University Press.
- ・Gaige, F. H. (1975), *Regionalism and National Unity in Nepal*, University of California Press.
- ・Government of Nepal (1956), *Draft Five Year Plan; A Synopsis*.
- ・Ministry of Education (1971), *National Education System Plan 1971-76*.
- ・Ministry of Education and Sports (2001), *Education Information of Nepal*.
- ・Nepal National Education Planning Commission (1956), *Education in Nepal*.
- ・Nepal National Planning Council (1963), *The Three Year Plan 1962-65*.
- ・Nepal South Asia Centre (1998), *Nepal Human Development Report 1998*.
- ・Tandukar, R. P. (1959), "Adult Education", *Education Quarterly* 3-2・3, College of Education.
- ・UNESCO (1955), *World Education Survey*.
- ・UNESCO (1966), *World Education Survey IV*.
- ・UNESCO (1968), *Bulletin of the UNESCO Regional Office for Education in Asia* 3-1.
- ・Wood, H. B., Knall, B. (1962), *Educational Planning in Nepal and Its Economic Implications*, UNESCO.
- ・Wood, H. B. (1987), *Nepal Diary*, American Nepal Education Foundation.